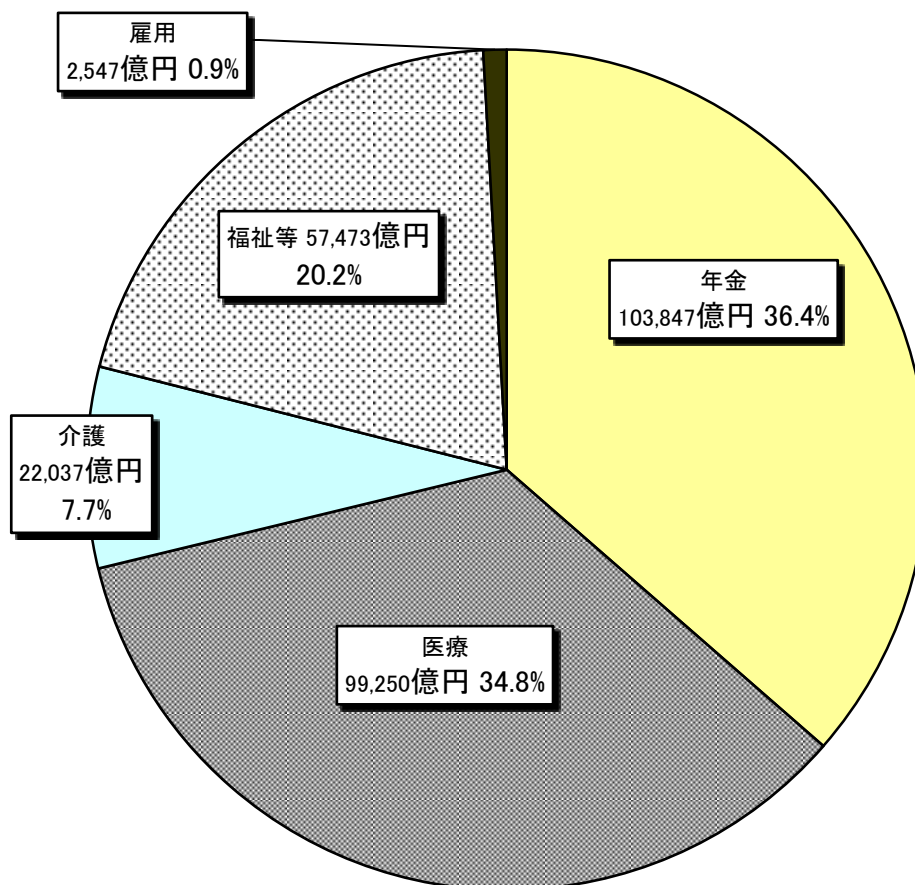


平成 23 年度
労働政策関係予算の主要事項

平成23年度 厚生労働省一般会計予算 社会保障関係費の内訳

(単位：億円)

	平成22年度 予算額 (A)	平成23年度 予算額 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
社会保障関係費	270,793	285,153	14,360	5.3%
年金	101,354	103,847	2,493	2.5%
医療	94,594	99,250	4,655	4.9%
介護	20,803	22,037	1,233	5.9%
福祉等	50,780	57,473	6,693	13.2%
雇用	3,262	2,547	△715	△21.9%



特別会計

(単位：億円)

区 分	平成 22 年度 予 算 額 (A)	平成 23 年度 予 算 額 (B)	増△減額 (C) ((B) - (A))	増△減率 (C) / (A)
特 別 会 計	842,693	838,563	△4,130	△0.5%
労働保険 特別会計	53,078	42,569	△10,509	△19.8%
年金特別会計	789,615	795,994	6,378	0.8%

(注1) 平成22年度予算額は、当初予算額である。

(注2) 特別会計の金額は、それぞれの勘定の歳出額を合計したものである。ただし、労働保険特別会計においては、徴収勘定を除いたものである。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

Ⅱ 平成23年度予算のポイント (労働政策関係)

安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

<主な施策>

○ 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

97億円(98億円)

- ・短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスを普及。
- ・賃金等の処遇や代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）。
- ・両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給。
- ・「イクメンプロジェクト」の実施により、男性の育児休業取得を促進する社会的気運を醸成。

厳しい経済環境下における雇用・労働政策の推進

現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。このような状況のなかで、ハローワークの職業紹介、雇用保険、雇用管理指導等の充実・強化に加え、積極的就労・生活支援対策、非正規労働者の正社員化の推進、職業能力開発の充実強化を図る。

また、国民が未来に対し希望を持って安心して働くことのできる社会の実現のため、最低賃金の引上げの推進、労働者の心身の健康確保のための対策等を実施する。

<主な施策>

- **求職者支援制度の創設** **775億円(55億円)**
- ・雇用保険(失業給付)を受給できない方に、無料の職業訓練や訓練期間中の生活支援のための給付(10万円/月)を行う制度を恒久化(求職者支援制度の創設)。
 - ・ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を実施。

- **雇用保険の機能強化** **2,147億円(3,002億円)**
- ・雇用保険制度において、基本手当の充実や早期再就職のインセンティブの強化によりセーフティネットとしての機能強化を図る。

※ 失業等給付費として、2兆298億円(2兆6,790億円)を計上。

- **最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業【特別枠】(新規)** **50億円**
- ・賃金引上げに取り組む中小企業の経営面と労働面の相談等にワン・ストップで対応する相談窓口を全国(167箇所)に設置。
 - ・最低賃金引上げの影響が大きい13業界の全国規模の業界団体が、賃金底上げを図るための取組を行う場合に助成(上限2,000万円、15団体)。

- ・最低賃金700円以下の地域の中小企業が、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、労働能率の増進に資する設備導入等を行う場合に助成(助成率1/2)(※)。

※ 対象：地域別最低賃金700円以下の34道県、約7,500企業
支給要件：1年当たり40円以上の賃金引上げなど

- **新卒者、既卒者の就職支援** **110億円(52億円)**
 - ・新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の一層の活用を促進。
 - ・平成22年度に倍増（928人→2,003人）した「学卒ジョブサポーター」による高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチング等の推進。

- **自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援（「福祉から就労」支援事業）** **35億円(32億円)**
 - ・地方自治体とハローワークが協定を締結し、地方自治体とハローワークの担当者により構成する支援チームが、生活保護受給者、住宅手当受給者、障害者等への支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談等を実施。

- **雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化** **317億円(308億円)**
 - ・国や各地域に、関係機関による協議の場を設定し、そこでの協議を経て、人材ニーズを踏まえた訓練計画等を毎年取りまとめる仕組みを創設。
 - ・大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓練を推進。

- **障害者に対する就労支援の推進** **233億円(230億円)**
 - ・障害者に対する就業面、生活面の双方からの支援を強化するため「障害者就業・生活支援センター」を拡充（282箇所→322箇所）。
 - ・ハローワークに精神障害者の雇用に関する総合的かつ継続的な支援を行う専門家を配置し、精神障害者への専門的支援体制を充実。

- **メンタルヘルス対策の推進** **36億円(30億円)**
 - ・メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因に対して、働く方や職場において適切な対応が実施されるようにするとともに、事業場への支援体制を整備。
 - ・業務上のストレスにより精神障害に罹患した労働者への労災認定の迅速化を図るため、労災認定の基準を見直し。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付等として9,034億円（9,094億円）を計上。

(参考) 【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成22年度補正予算】

○ **新卒者就職実現プロジェクト** **予備費120億円、補正予算495億円**

- ・「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（「新卒者就職実現プロジェクト」）を創設し、補正予算において積み増しし、平成23年度末まで延長。
- ・補正予算において、「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な者を支援。

＜各奨励金の具体的な内容＞

- ・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
- ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちOff-JT期間（3か月）は各月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

○ **緊急人材育成支援事業の延長** **1,000億円**

- ・雇用保険を受給できない方々に、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長。

(参考)「元気な日本復活特別枠」の要望

事 項	平成23年度 予算案 (億円)	備 考
新卒者就職実現プロジェクト	(120億円) (495億円)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費「新卒者就職実現プロジェクト」 ・平成22年度補正予算「新卒者就職実現プロジェクト」の拡充
地域医療確保推進事業	19	
障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業	100	
24時間地域巡回訪問サービス・家族介護者支援（レスパイトケア）等推進事業	27	
認知症高齢者グループホーム等防災補強等支援事業	(302億円)	平成22年度補正予算「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業」の一部
徘徊・見守りSOSネットワーク構築事業	(200億円)	平成22年度補正予算「地域支え合い体制づくり事業」の一部
最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業	50	
貧困・困窮者の「絆」再生事業	(100億円)	平成22年度補正予算「貧困・困窮者の「絆」再生事業」
生活・居住セーフティネット支援事業	(500億円)	平成22年度補正予算「生活福祉資金貸付事業の実施に必要な体制整備」事業の一部
子宮頸がん予防対策強化事業	(1,085億円)	平成22年度補正予算「子宮頸がん等のワクチン接種の促進」事業の一部
働く世代への大腸がん検診推進事業	41	
国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業	35	
不妊に悩む方への特定治療支援事業	95	
健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト	131	
平和を折念するのための硫黄島特別対策事業	12 (6.4億円)	平成22年度補正予算「遺骨帰還事業の推進」事業の一部

Ⅲ 主要事項 (労働政策関係)

安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに関する支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

○ 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

97億円(98億円)

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

現下の雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような状況のなかで、ハローワークの職業紹介、雇用保険、雇用管理指導等の充実・強化に加え、積極的就労・生活支援対策、非正規労働者の正社員化の推進、職業能力開発の充実強化を図る。また、若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現や地域対策等ニーズに応じたきめ細やかな支援策を実施し、雇用の「量」の拡大を図る。

1 ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援対策(ポジティブ・ウェルフェアの推進) 3,092億円(3,255億円)

(1) 求職者支援制度の創設と担当者制による就職促進 775億円(55億円)

雇用保険(失業給付)を受給できない方々に、無料の職業訓練や訓練期間中の生活支援のための給付(10万円/月)を行う制度を恒久化する(求職者支援制度の創設)。

また、ハローワークにおいて、訓練終了後の就職の実現に向けて、きめ細かな支援が必要と判断される方への担当者制によるマンツーマン支援を行う。

(参考)【平成22年度補正予算】

○ 緊急人材育成支援事業の延長 1,000億円

雇用保険を受給できない方々に、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長する。

(2) 雇用保険の機能強化 2,147億円(3,002億円)

雇用保険制度において、基本手当の充実や早期再就職のインセンティブの強化によりセーフティネットとしての機能強化を図る。

※ 基本手当の日額の上下限等の引上げ(例 現行の下限 1,600円 → 1,856円)

※ 再就職手当の給付率の引上げ(例 支給残日数2/3以上の給付率: 現行(法律本則30%、暫定措置50%) → 60%に引き上げた上で恒久化)

※ 失業等給付費として、2兆298億円(2兆6,790億円)を計上。

(3) 民間を活用した求職活動の促進(就職活動準備事業)(新規) 5億円

就職に対する準備不足等から求職者支援制度の職業訓練の受講によりただちに効果が得にくいと考えられる求職者について、民間に委託して、意欲・能力の向上のための個別カウンセリング、生活指導等や職業紹介を実施し、求職者支援制度への円滑な移行や就職促進を図る。

(4) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援(「福祉から就労」支援事業)
35億円(32億円)

生活保護等の福祉を担う地方自治体と就労支援を担うハローワークが協定(支援の対象者、支援手法、両者の役割分担等)を締結して、地方自治体とハローワークの担当者により構成する支援チームが、対象となる生活保護受給者、住宅手当受給者、障害者等それぞれへの支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談など、積極的な就労支援を行う。

(5) パーソナル・サポート・モデルプロジェクトの実施 **3.9億円**

自立に向けて個別かつ継続的な支援を必要とする求職者へ、生活支援から就労支援までの一貫した寄り添い型の支援を行う「パーソナル・サポーター」と一体となって、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行う「就職支援ナビゲーター」(80人)を求職者総合支援センター等に配置する。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費】

○パーソナル・サポート・モデル事業 **29億円**

パーソナル・サポート・サービスの制度化に向け、現場レベルでノウハウを蓄積するため、全国19地域において、平成23年度までのモデル事業(パーソナル・サポーターの配置等)を実施する。

(6) ハローワークにおける住居確保に関する支援 **12億円(12億円)**

「住居・生活支援アドバイザー」(263名)がハローワークにおいて、住宅手当の申請書類の作成助言を行う等により、求職者への住居確保に関する支援を実施する。

(7) メンタルヘルス相談機能、多重債務相談機能等の強化 **4億円(2.4億円)**

福祉関係者や弁護士会等の民間専門家との連携体制を構築し、自殺対策も含めたメンタルヘルス相談や多重債務相談等を、非正規労働者総合支援センター及び同コーナーに加え、全国の主要なハローワークにおいて実施し、求職者に対する総合生活相談機能の強化を図る。

(8) 地域生活福祉・就労支援協議会によるワンストップ・サービスの推進(新規)
1.3億円

第二のセーフティネット支援施策等を効果的に実施するため、「地域生活福祉・就労支援協議会」を開催し、地域におけるワンストップ・サービス関係機関の一層の連携強化を図る。

(9)介護・福祉、医療等の分野における雇用創出 104億円(149億円)

介護・福祉、医療等の分野について、雇用創出の基金事業の活用や、事業主に対する人材確保の支援等の実施により、地域における雇用創出を図る。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成22年度補正予算】

○ 重点分野雇用創造事業の拡充 予備費1,000億円、補正予算1,000億円

地域において、介護をはじめとした成長分野における雇用創出・人材育成の取組を促進するため、平成22年度末までの事業の実施期間を平成23年度（一部平成24年度）まで延長する等拡充を行う。

○ 成長分野等人材育成支援事業の創設 補正予算500億円

健康、環境分野や関連するものづくり分野に、労働者を雇い入れ又は異分野からの配置転換を行った事業主が訓練を実施する場合の実費を支援する（上限20万円）。

(10)ハローワークにおける年金相談のための支援(新規) 1.6億円

ハローワークにおいて、雇用保険と年金等に関する相談にワンストップで対応する取組を実施する。

2 非正規労働者の多様な形態による正社員化の推進対策

194億円(81億円)

(1)在職中の非正規労働者の均衡待遇・正社員化の推進 26億円(28億円)

中小企業雇用安定化奨励金及び短時間労働者均衡待遇推進等助成金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、有期契約労働者やパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

(2)失業者の正社員就職支援(新規) 48億円

ハローワークに、「求人開拓推進員」(1,600名)を配置し、非正規求人からの転換も含めた正社員の求人確保を積極的に行い、正社員就職を促進する。

(3)有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方の検討(新規) 10百万円

有期契約労働者の雇用・就業の実態等について調査を行うとともに、有期契約労働者の労働条件に関する施策の在り方を検討する。

(4)労働者派遣法の改正による均衡待遇の推進等 **116億円(48億円)**

改正労働者派遣法案が成立した場合には、これに基づく均衡待遇の配慮義務規定の周知・指導を行うとともに、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」(一人100万円(有期雇用50万円)(大企業は半額))を活用し、派遣先における派遣労働者の直接雇用を促進する。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

(5)非正規労働者の労働条件の確保等 **3.7億円(3.9億円)**

非正規労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法等に基づく指導を徹底するとともに、労働契約法、パートタイム労働法他関係法令に関する周知、啓発指導を実施する。

3 人材ニーズに対応した職業能力開発の充実強化

453億円(495億円)

(1)雇用のセーフティネット機能の強化・成長分野を支える人材の育成のための職業訓練の充実強化 **317億円(308億円)**

①人材ニーズを踏まえた計画的な人材育成の推進(新規) **54百万円**

国や各地域に、関係機関による協議の場(都道府県、労働局、教育訓練機関、労使団体、学識経験者、その他関係機関等により構成)を設定し、そこでの協議を経て、公共職業訓練や求職者支援制度における職業訓練について、都道府県と共同して、人材ニーズを踏まえた訓練計画(分野、規模等)等を毎年取りまとめる仕組みを創設する。

②介護・福祉、医療等の分野における職業訓練の推進等 **316億円(307億円)**

大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、介護・福祉、医療、情報通信等の成長分野における職業訓練を推進する。また、民間活用と就職実績に応じた支払制度の組合せにより、職業訓練の効果を向上させ、訓練修了者の就職の一層の促進を図る。

③国際標準化等の動向を踏まえた教育訓練の質保証のための取組の推進

21百万円(26百万円)

教育訓練サービス分野における国際標準化等の動向を踏まえ、我が国における教育訓練の質を保証するための取組を引き続き推進する。

(2) 教育訓練と結びついた実践的な職業能力の評価制度の構築

124億円(170億円)

① ジョブ・カード制度の推進

107億円(153億円)

フリーター等の正社員経験の少ない方等を対象に、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、企業からの評価結果をジョブ・カードに取りまとめることにより正社員へと導く「ジョブ・カード制度」を着実に実施するとともに、モデル評価シートの拡充等を図る。また、ハローワークにおけるキャリア・コンサルティング機能の強化を図るとともに、公共職業訓練受講者や求職者支援制度における訓練受講者等へのジョブ・カードの取得を推進するため、民間教育訓練機関や「ジョブ・カード企業支援センター（仮称）」へのキャリア・コンサルタントの配置を推進する。

② 職業能力評価基準の整備及び活用促進等

2.9億円(2.6億円)

職種ごとに必要とされる能力要件を明確化した職業能力評価基準の策定を推進する。また、職業能力評価基準が策定済みの業種を対象として、レベルごとの能力を習得するための訓練カリキュラムと、能力評価のシステムの開発・構築を一体的に進める。

③ 技能検定制度の整備

15億円(16億円)

社会的ニーズを踏まえた技能検定制度の統廃合等の推進、民間機関の活力の活用促進、産業技術の高度化等に対応した検定基準の見直しを引き続き実施する。

(3) 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

13億円(18億円)

① 企業のキャリア形成体制の強化

4.4億円(5.5億円)

キャリア形成支援に取り組む企業を支援するため、企業訪問等による助言・情報提供、キャリア健診等を用いたキャリア形成支援に係る課題の明確化・専門的助言、職業能力開発推進者等を対象とした講習の実施に併せて、企業のキャリア形成支援・人材育成事例の収集・分析・評価を行う等の総合的な取組を展開する。

② 労働者の自発的な能力開発のための助成措置の活用促進

60百万円(72百万円)

労働者の自発的な能力開発を支援するため、事業主が労働者の行う自発的な職業能力開発に必要な経費等を負担した場合の助成措置について、都道府県労働局・事業主団体等を通じた周知広報を通じ、活用促進する。

③学校教育段階からのキャリア形成支援の推進

16百万円(22百万円)

本格的な進路決定の前段階にある中学校段階に焦点を当て、実践的なキャリア教育を担う専門人材を養成するための講習事業を推進する。

④キャリア・コンサルタントの専門性の一層の向上、キャリア・コンサルティングの活用促進

1.1億円(79百万円)

民間教育訓練機関のスタッフ等を重点としたジョブ・カード交付の担い手を育成する「ジョブ・カード講習」の拡大実施、キャリア・コンサルタントの指導者養成等を通じ、キャリア・コンサルタントの専門性の一層の向上、キャリア・コンサルティングの活用を促進する。

⑤ものづくり立国の推進

7.1億円(9.6億円)

技能五輪等の各種技能競技大会の実施、「技能五輪国際大会」への選手派遣支援等を通じて、若年者に対する技能の魅力や重要性の啓発を図る。また、業界等の特性に応じ、創意工夫の下に技能者の地位向上をはじめとする技能振興・継承に取り組む事業に対し、取組を支援する。

4 若年者の就職促進、自立支援対策

395億円(430億円)

(1)新卒者、既卒者の就職支援

110億円(52億円)

①学卒ジョブサポーターの活用等

102億円(52億円)

平成22年度に「経済危機対応・地域活性化予備費」や補正予算により倍増した「学卒ジョブサポーター」(928人→2,003人)を引き続きハローワークに配置し、求人確保等就職面接会の開催への協力や大学主催の企業説明会等への出張による就職活動の相談等、高校・大学等と一体となった就職支援や中小企業とのマッチングを進める。

また、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習、地元企業を活用した高校内企業説明会、関係者への積極的な情報発信等を実施するとともに、新卒者の求人確保に向けて強力に取り組むなどにより、新卒者・既卒者の就職支援を一層推進する。

②新卒者就職応援本部・新卒応援ハローワークの活用等

8. 2億円

卒業後3年以内の既卒者の就職を促進するための奨励金を支給する「新卒者就職実現プロジェクト」の活用を図るとともに、全都道府県に設置した新卒者・既卒者専門の「新卒応援ハローワーク」の周知を進め、一層の活用促進を図り、新卒者・既卒者の就職を支援する。

また、地域の実情を踏まえた効果的な就職支援を実施するため、ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」の活用を図り、地域の関係機関等の連携による新卒者・既卒者の就職支援を実施する。

(参考)【平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費、平成22年度補正予算】

○ 新卒者就職実現プロジェクト

予備費120億、補正予算495億円

「経済危機対応・地域活性化予備費」において「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（「新卒者就職実現プロジェクト」）を創設し、補正予算において積み増しし、平成23年度末まで延長する。

また、補正予算において「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な者への支援を行う。

<各奨励金の具体的な内容>

- ・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
- ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちOff-JT期間（3か月）は各月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

(2)フリーター等の正規雇用化の推進

203億円(241億円)

ハローワークに「就職支援ナビゲーター」を配置(398名)し、担当者制による個別支援を徹底するとともに、平成22年度補正予算により実施した、フリーター等を一定の有期雇用を経て正規雇用で採用する企業に対する奨励措置の拡充（有期雇用：1人4万円・最大3か月。その後正規雇用へ移行した場合：中小企業100万円、大企業50万円。対象者：25歳以上～40歳未満→40歳未満）等により、フリーター等の正規雇用化に向けた取組の一層の推進を図る。

(3)ニート等の若者の職業的自立支援の強化

20億円(19億円)

「地域若者サポートステーション事業」について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充（100箇所→110箇所）するとともに、アウトリーチ（訪問支援）による支援窓口への誘導體制を整備し、ニート等の縮減を図る。

(4) 就業実現に向けた学校教育段階からの支援の推進(再掲・37ページ参照)

87億円(37億円)

保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習等、就職に向けた支援の実施などにより、学校教育段階からの就業支援を推進する。

5 女性の就業希望等の実現

125億円(126億円)

(1) 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備 (再掲)

97億円(98億円)

(2) 男女雇用機会均等対策の推進

5.6億円(7億円)

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。また、男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

(3) マザーズハローワーク事業の拡充

22億円(21億円)

事業拠点の増設(163箇所→168箇所)等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

6 いくつになっても働くことができるようにする対策

303億円(386億円)

(1) 希望すればいくつになっても働ける高齢者雇用の促進

138億円(183億円)

高齢者雇用確保措置の着実な実施を図る。また、希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入に取り組む中小企業事業主への助成(160万円を上限)、定年の引上げ等に合わせて高齢者の職域拡大や雇用管理制度の構築等に取り組む事業主に対する助成(経費の1/3、500万円を上限)等を実施する。

(2) 企業雇用以外の多様な働き方の促進

101億円(125億円)

シルバー人材センターにおいて、教育・子育て・介護・環境の分野を重点に、地域社会のニーズに応じた新たな就業機会を創出するなど、企業雇用以外の多様な働き方を促進する。

7 障害者に対する就労支援の推進

233億円(230億円)

(1)雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等

78億円(81億円)

法定雇用率未達成の企業や公的機関に対する指導を強化するとともに、障害者の就業面、生活面の双方からの支援を強化するため「障害者就業・生活支援センター」を拡充(282箇所→322箇所)する。

(2)障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

27億円(21億円)

ハローワークに精神障害者の雇用に関する総合的かつ継続的な支援を行う専門家を配置し、精神障害者への専門的支援体制の充実を図るほか、公的機関における障害者のチャレンジ雇用の一層の促進や在宅就業支援制度の更なる活用促進を図る。

(3)障害者の職業能力開発支援の強化

56億円(60億円)

職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業における実習を組み合わせた、障害者向けの日本版デュアルシステムを導入する。また、在宅就業支援団体等関係機関との緊密な連携の構築の下に、障害者の雇用・就業のニーズに応じた訓練機会を確保するため、委託訓練の活用等必要な施策を推進する。

8 地域雇用創造と雇用支援

4,264億円(7,708億円)

(1)地域における創意工夫を活かした雇用創造の推進

234億円(240億円)

雇用創出の基金事業により、将来の成長分野と見込まれる分野について雇用創造を図る。また、地域雇用創造推進事業等を活用するとともに、「新しい公共」に対する支援の在り方を検討し、地域の自主性及び創意工夫を活かした雇用創造を推進する。

(2)介護分野の雇用支援等

104億円(149億円)

介護労働者の雇用管理の改善や人材確保に取り組む事業主に対し、人材確保や相談援助等の効率的な支援を実施する。

(3)雇用調整助成金の支給の適正化

3,927億円(7,319億円)

企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するための「雇用調整助成金」(手当、賃金の2/3を助成)や「中小企業緊急雇用安定助成金」(手当、賃金の4/5を助成)について、教育訓練費の額を見直すとともに、適正な支給に向けた体制の整備を図る。

安心して働くことのできる環境整備

国民が未来に対し希望を持って安心して働くことのできる社会の実現のため、最低賃金の引上げの推進、ワーク・ライフ・バランス対策及び労働者の心身の健康確保のための対策等を実施する。

1 最低賃金の引上げ

56億円(6.6億円)

(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援（新規） 50億円

「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、労使関係者とも調整を行いつつ、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るため、地域の中小企業団体に、生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁が実施する支援事業と連携を図りながら、ワン・ストップで対応する相談窓口（全国167箇所）を設ける。

また、業種別中小企業団体が賃金底上げを図るための取組等を行う場合に助成（上限2,000万円、15団体）を行う。

さらに、最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、これに併せて就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備の導入等を行う場合に助成（1/2）を行う（最低賃金額が700円以下の34道県、約7,500企業を対象。1年当たり40円以上の賃金引上げなどが支給要件）。

(2) 最低賃金の遵守の徹底 5.7億円(6.6億円)

最低賃金の引上げに伴い、各種広報媒体の活用による周知や最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等の事業場を対象として監督指導を実施することにより、国民に最低賃金の周知・徹底を図る。

2 ワーク・ライフ・バランス対策

116億円(121億円)

(1) 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備 (再掲) 97億円(98億円)

(2) 年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮 **16億円(20億円)**

労使の自主的な取組を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入や長時間労働の抑制等の具体的な取組方法について業種、企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな技術的援助を行う。また、労使が話し合っって年次有給休暇の取得率向上に取り組み、顕著な成果を上げた事業主への助成の充実を図るとともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

(3) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部再掲) **1.5億円(1.5億円)**

「短時間正社員制度」の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(4) 適正な労働条件下でのテレワークの推進 **44百万円(60百万円)**

「テレワーク相談センター」における相談対応や「テレワーク・セミナー」の開催とともに、テレワークを導入している企業の事例を盛り込むなどにより、適切な労働時間管理を行うためのマニュアルを作成し、これらの活用を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

(5) 良好な在宅就業環境の確保 **42百万円(63百万円)**

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等へのスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

3 労働者の健康確保対策

68億円(56億円)

(1) メンタルヘルス対策の推進 **36億円(30億円)**

メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因に対して、働く方や職場において適切な対応が実施されるようにするとともに、事業場への支援体制の整備を行う。また、業務上のストレスにより精神障害に罹患した労働者への労災認定の迅速化を図るため、労災認定の基準を見直す。

(2) 職場における受動喫煙防止対策の推進(新規) **4.3億円**

事業者による職場における受動喫煙防止に向けた取組の強化を図るとともに、効果的な分煙対策のための技術的指導、財政的支援を実施する。

(3) 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の推進

62百万円(27百万円)

機械使用事業場において機械設備のリスクアセスメントを円滑に行うため、機械製造者による残留リスク等の危険情報の提供の促進を図るとともに、機械製造者の取組に対する支援を実施する。

(4) 職場における化学物質管理等の推進

27億円(26億円)

化学物質の適切な管理を推進するため、化学物質の危険有害性情報を記載すべき物質の拡大、リスク管理手法の導入等を図るとともに、石綿による健康障害の防止を図る。

4 労働関係法令の履行確保等

47億円(33億円)

(1) 情報提供機能の強化(新規)

3百万円

企業や労働者に役立つ制度や施策をアピールするため、人事・労務部門の担当者等にメールマガジンを発行し、各制度や施策が効果的に活用されるよう取り組む。

(2) 労働関係法令の履行確保及び個別労働紛争の解決促進

20億円(20億円)

労働基準関係法令の履行確保のため、労働基準関係行政の強化を図る。また、増加を続ける個別労働紛争(個々の労働者と事業主との間における職場のトラブル)の円滑かつ迅速な解決を促進するため、適切な窓口サービスを実施するための体制の強化(総合労働相談員 759名→809名)や一層の業務効率化を図る。

(3) 働く人たちのためのルールに関する教育の実施

22百万円(19百万円)

増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

(4) 労働保険の適用促進及び適正徴収

17億円(12億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の拡大や労働保険料の適正徴収に取り組む。特に、非正規労働者への雇用保険の適用範囲の拡大(6か月以上→31日以上)について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組む。

(5) 働きやすい職場環境の推進(新規)

53百万円

職場におけるいじめ・嫌がらせに対する労使を含めた国民的な問題意識を共有するための気運の醸成を図る。

(6)改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行(一部再掲)

9. 2億円(56百万円)

改正労働者派遣法案が成立した場合には、日雇派遣の原則禁止や均衡待遇、労働契約申込みみなし制度等について、円滑かつ着実に施行するための周知・指導を行う。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付等として9,034億円(9,094億円)を計上。

各種施策の推進

国際社会への貢献

35億円(38億円)

- (1) 国際労働機関(ILO)等を通じた国際協力等の推進 4.3億円(1.8億円)
G20 サミット首脳声明、APEC 首脳会議宣言等において合意された「社会セーフティネット」構築の支援のため、我が国の蓄積する経験・知見を活用し、国際労働機関(ILO)の専門性、ASEANのネットワーク等を活かした「アジア社会セーフティネット構築支援プログラム(仮称)」構築を実施し、社会セーフティネット構築のためのアジア・太平洋の域内協力体制の構築を、国際労働機関(ILO)等への拠出を通じて推進する。
- (2) 外国人労働者問題等への適切な対応 30億円(36億円)
- ① 新たな技能実習制度の適切な実施 4.3億円(5.3億円)
監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導の強化、技能実習生に対する母国語相談の充実等により、適正で実効ある技能移転に向けて制度を実施する。また、労働基準監督機関においても、技能実習生の労働条件の確保のための重点的な監督指導を実施する。
- ② 外国人労働者問題等への適切な対応 22億円(27億円)
増加する外国人労働者からの相談等に適切に対応するための体制を整備するとともに、外国人労働者の労働条件の確保等のため、的確な監督指導、関係機関との効果的な連携等を推進する。
- ③ 開発途上国の職業訓練指導員の能力向上に向けた支援(新規) 33百万円
急速に工業化、グローバル化が進んでいる開発途上国における「人づくり」に協力するため、開発途上国の在職職業訓練指導員を我が国の指導員訓練施設等に受け入れ、能力向上のための訓練を実施する。